

**【表紙】**

|                                          |                                  |
|------------------------------------------|----------------------------------|
| 【提出書類】                                   | 訂正有価証券届出書                        |
| 【提出先】                                    | 関東財務局長殿                          |
| 【提出日】                                    | 2025年3月26日提出                     |
| 【発行者名】                                   | 野村アセットマネジメント株式会社                 |
| 【代表者の役職氏名】                               | C E O兼代表取締役社長 小池 広靖              |
| 【本店の所在の場所】                               | 東京都江東区豊洲二丁目2番1号                  |
| 【事務連絡者氏名】                                | 松井 秀仁                            |
| 【電話番号】                                   | 03-6387-5000                     |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資<br>信託受益証券に係るファンドの名称】 | N E X T F U N D S 金価格連動型上場投信     |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資<br>信託受益証券の金額】        | 2兆円を上限とします。                      |
| 【縦覧に供する場所】                               | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2024年9月25日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

なお、原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」において「1財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2ファンドの現況」につきましては内容を更新・訂正いたします。

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1 ファンドの性格

##### （3）ファンドの仕組み

###### <更新後>

###### ■委託会社の概況(2025年2月末現在)■

###### ・名称

野村アセットマネジメント株式会社

###### ・資本金の額

17,180百万円

###### ・会社の沿革

1959年12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

###### ・大株主の状況

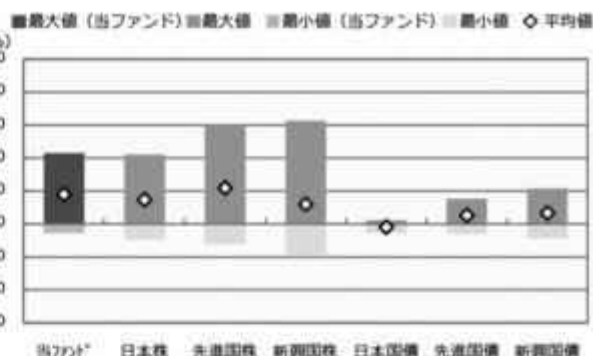
| 名称             | 住所              | 所有株式数      | 比率   |
|----------------|-----------------|------------|------|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋1-13-1 | 5,150,693株 | 100% |

#### 3 投資リスク

###### <更新後>

# **リスクの定量的比較**（2020年2月末～2025年1月末：月次）

**ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移**

**ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較**


|         | 当ファンド | 日本株   | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|---------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 最大値 (%) | 42.9  | 42.1  | 59.8   | 62.7   | 2.3   | 15.3  | 21.5  |
| 最小値 (%) | △ 5.5 | △ 9.5 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 8.8 |
| 平均値 (%) | 18.0  | 14.7  | 21.9   | 12.0   | △ 1.8 | 5.3   | 6.7   |

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年2月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## **<代表的な資産クラスの指数>**

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）

## **■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■**

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに關し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や価値を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMS LLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての提供、保証または販売促進を行います。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMS LLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, NA、JP SI、J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

## **4 手数料等及び税金**

### **（3）信託報酬等**

#### **<更新後>**

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により

計算した額を加算して得た額とし、その配分については以下の通り（税抜）とします。

1. 信託財産の純資産総額に年0.55%（税抜年0.50%）以内(2025年3月26日現在 年0.55%（税抜年0.50%））の率を乗じて得た額。

＜委託会社＞

年0.45%

＜受託会社＞

年0.05%

\*上記配分は、2025年3月26日現在の信託報酬率における配分です。

2. 公社債の貸付を行なった場合は、その品貸料の55%（税抜50%）以内の額とし、その配分については、委託会社と受託会社で折半とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

#### 《支払先の役務の内容》

| ＜委託会社＞                                     | ＜受託会社＞                      |
|--------------------------------------------|-----------------------------|
| ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 |

#### （４）その他の手数料等

##### ＜更新後＞

- ①ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指標についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下、「商標使用料」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、信託財産中から支払わない金額については、委託者が負担します。

◆対象指標に係る商標使用料（2025年3月26日現在）  
四半期毎に、最大47,000米ドルとします。

◆ファンドの上場に係る費用（2025年3月26日現在）

- ・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。
- ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）。

- ②ファンドに関する組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

- ③監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

- ④ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

- ⑤販売基準価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に100.05%の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。

- ⑥ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額<sup>※</sup>をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をい、信託財産に繰り入れられます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

## （５）課税上の取扱い

### ＜更新後＞

#### ①個人の受益者に対する課税

##### ●収益分配金の受取時

分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

##### ●受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

売却時、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)<sup>※</sup>については、申告分離課税により20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

※売却時、換金(解約)時および償還時の価額から取得費(買付・申込手数料(税込)を含む)及び譲渡費用を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

### 《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りま。

| 《利子所得》                                         | 《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>(注2)</sup>                | 《配当所得》                      |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------|
| ・特定公社債 <sup>(注1)</sup> の利子<br>・公募公社債投資信託の収益分配金 | 特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の<br>・譲渡益<br>・譲渡損 | ・上場株式の配当<br>・公募株式投資信託の収益分配金 |

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

#### ※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## ②法人の受益者に対する課税

## ●収益分配金の受取時

分配金については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収<sup>※</sup>が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

## ●受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

法人の投資家については、受益権の売却時、換金(解約)時および償還時における源泉徴収はありません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2025年1月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

## 5運用状況

以下は2025年1月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1) 投資状況

| 資産の種類              | 国／地域 | 時価合計（円）        | 投資比率（％） |
|--------------------|------|----------------|---------|
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | —    | 16,973,120,381 | 100.00  |
| 合計（純資産総額）          |      | 16,973,120,381 | 100.00  |

## その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

| 資産の種類  | 建別 | 国／地域 | 時価合計（円）        | 投資比率（％） |
|--------|----|------|----------------|---------|
| 商品先物取引 | 買建 | アメリカ | 16,960,231,509 | 99.92   |

## (2) 投資資産

## ①投資有価証券の主要銘柄

該当事項はありません。

## 種類別及び業種別投資比率

該当事項はありません。

## ②投資不動産物件

該当事項はありません。

## ③その他投資資産の主要なもの

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

| 種類 | 国／地域 | 取引所 | 名称 | 買建／<br>売建 | 枚数 | 通貨 | 帳簿価額 | 帳簿価額<br>(円) | 評価額 | 評価額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|------|-----|----|-----------|----|----|------|-------------|-----|------------|-----------------|
|----|------|-----|----|-----------|----|----|------|-------------|-----|------------|-----------------|

|        |      |             |                |    |     |     |             |                |             |                |       |
|--------|------|-------------|----------------|----|-----|-----|-------------|----------------|-------------|----------------|-------|
| 商品先物取引 | アメリカ | ニューヨーク商品取引所 | 金先物(2025年04月限) | 買建 | 386 | 米ドル | 108,303,370 | 16,725,289,429 | 109,824,720 | 16,960,231,509 | 99.92 |
|--------|------|-------------|----------------|----|-----|-----|-------------|----------------|-------------|----------------|-------|

### （３）運用実績

#### ①純資産の推移

2025年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

|         |               | 純資産総額（百万円） |        | 1口当たり純資産額(円) |            | 東京証券取引所<br>取引価格（円） |
|---------|---------------|------------|--------|--------------|------------|--------------------|
|         |               | (分配落)      | (分配付)  | (分配落)        | (分配付)      |                    |
| 第8計算期間  | (2015年 7月 8日) | 6,464      | 6,464  | 3,951.0000   | 3,951.0000 | 3,910              |
| 第9計算期間  | (2016年 7月 8日) | 6,072      | 6,072  | 3,711.0000   | 3,711.0000 | 3,770              |
| 第10計算期間 | (2017年 7月 8日) | 6,111      | 6,111  | 3,735.0000   | 3,735.0000 | 3,650              |
| 第11計算期間 | (2018年 7月 8日) | 4,739      | 4,739  | 3,700.0000   | 3,700.0000 | 3,635              |
| 第12計算期間 | (2019年 7月 8日) | 4,837      | 4,837  | 4,028.0000   | 4,028.0000 | 3,955              |
| 第13計算期間 | (2020年 7月 8日) | 5,739      | 5,739  | 5,075.0000   | 5,075.0000 | 5,200              |
| 第14計算期間 | (2021年 7月 8日) | 7,695      | 7,695  | 5,060.0000   | 5,060.0000 | 5,030              |
| 第15計算期間 | (2022年 7月 8日) | 12,464     | 12,464 | 5,933.0000   | 5,933.0000 | 5,918              |
| 第16計算期間 | (2023年 7月 8日) | 8,741      | 8,741  | 6,825.0000   | 6,825.0000 | 6,822              |
| 第17計算期間 | (2024年 7月 8日) | 15,980     | 15,980 | 9,395.0000   | 9,395.0000 | 9,351              |
|         | 2024年 1月末日    | 9,961      | —      | 7,373.0000   | —          | 7,381              |
|         | 2月末日          | 10,843     | —      | 7,525.0000   | —          | 7,491              |
|         | 3月末日          | 12,603     | —      | 8,232.0000   | —          | 8,361              |
|         | 4月末日          | 14,985     | —      | 9,022.0000   | —          | 8,934              |
|         | 5月末日          | 15,480     | —      | 8,996.0000   | —          | 9,012              |
|         | 6月末日          | 15,942     | —      | 9,157.0000   | —          | 9,144              |
|         | 7月末日          | 14,153     | —      | 8,953.0000   | —          | 9,088              |
|         | 8月末日          | 14,174     | —      | 8,910.0000   | —          | 8,890              |
|         | 9月末日          | 14,429     | —      | 9,185.0000   | —          | 9,152              |
|         | 10月末日         | 16,566     | —      | 10,413.0000  | —          | 10,360             |
|         | 11月末日         | 15,667     | —      | 9,666.0000   | —          | 9,712              |
|         | 12月末日         | 16,590     | —      | 10,049.0000  | —          | 10,015             |
|         | 2025年 1月末日    | 16,973     | —      | 10,536.0000  | —          | 10,575             |

※決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

#### ②分配の推移

|         | 計算期間                    | 1口当たりの分配金 |
|---------|-------------------------|-----------|
| 第8計算期間  | 2014年 7月 9日～2015年 7月 8日 | 0.0000円   |
| 第9計算期間  | 2015年 7月 9日～2016年 7月 8日 | 0.0000円   |
| 第10計算期間 | 2016年 7月 9日～2017年 7月 8日 | 0.0000円   |
| 第11計算期間 | 2017年 7月 9日～2018年 7月 8日 | 0.0000円   |
| 第12計算期間 | 2018年 7月 9日～2019年 7月 8日 | 0.0000円   |
| 第13計算期間 | 2019年 7月 9日～2020年 7月 8日 | 0.0000円   |
| 第14計算期間 | 2020年 7月 9日～2021年 7月 8日 | 0.0000円   |



|         |                         |         |
|---------|-------------------------|---------|
| 第15計算期間 | 2021年 7月 9日～2022年 7月 8日 | 0.0000円 |
| 第16計算期間 | 2022年 7月 9日～2023年 7月 8日 | 0.0000円 |
| 第17計算期間 | 2023年 7月 9日～2024年 7月 8日 | 0.0000円 |

### ③収益率の推移

|           | 計算期間                    | 収益率   |
|-----------|-------------------------|-------|
| 第8計算期間    | 2014年 7月 9日～2015年 7月 8日 | 2.7%  |
| 第9計算期間    | 2015年 7月 9日～2016年 7月 8日 | △6.1% |
| 第10計算期間   | 2016年 7月 9日～2017年 7月 8日 | 0.6%  |
| 第11計算期間   | 2017年 7月 9日～2018年 7月 8日 | △0.9% |
| 第12計算期間   | 2018年 7月 9日～2019年 7月 8日 | 8.9%  |
| 第13計算期間   | 2019年 7月 9日～2020年 7月 8日 | 26.0% |
| 第14計算期間   | 2020年 7月 9日～2021年 7月 8日 | △0.3% |
| 第15計算期間   | 2021年 7月 9日～2022年 7月 8日 | 17.3% |
| 第16計算期間   | 2022年 7月 9日～2023年 7月 8日 | 15.0% |
| 第17計算期間   | 2023年 7月 9日～2024年 7月 8日 | 37.7% |
| 第18期（中間期） | 2024年 7月 9日～2025年 1月 8日 | 8.4%  |

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

### （４）設定及び解約の実績

|           | 計算期間                    | 設定口数      | 解約口数      | 発行済み口数    |
|-----------|-------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 第8計算期間    | 2014年 7月 9日～2015年 7月 8日 | —         | 439,963   | 1,636,196 |
| 第9計算期間    | 2015年 7月 9日～2016年 7月 8日 | —         | —         | 1,636,196 |
| 第10計算期間   | 2016年 7月 9日～2017年 7月 8日 | —         | —         | 1,636,196 |
| 第11計算期間   | 2017年 7月 9日～2018年 7月 8日 | —         | 355,238   | 1,280,958 |
| 第12計算期間   | 2018年 7月 9日～2019年 7月 8日 | —         | 80,000    | 1,200,958 |
| 第13計算期間   | 2019年 7月 9日～2020年 7月 8日 | 270,000   | 340,000   | 1,130,958 |
| 第14計算期間   | 2020年 7月 9日～2021年 7月 8日 | 870,000   | 480,000   | 1,520,958 |
| 第15計算期間   | 2021年 7月 9日～2022年 7月 8日 | 1,040,000 | 460,000   | 2,100,958 |
| 第16計算期間   | 2022年 7月 9日～2023年 7月 8日 | 660,000   | 1,480,000 | 1,280,958 |
| 第17計算期間   | 2023年 7月 9日～2024年 7月 8日 | 800,000   | 380,000   | 1,700,958 |
| 第18期（中間期） | 2024年 7月 9日～2025年 1月 8日 | 200,000   | 270,000   | 1,630,958 |

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

※2019年3月26日以前の解約口数は交換口数になります。

### 《参考情報》

#### <更新後>



## 運用実績（2025年1月31日現在）

### ■ 基準価額・純資産の推移（日次）



### ■ 分配の推移

（1口あたり、課税前）

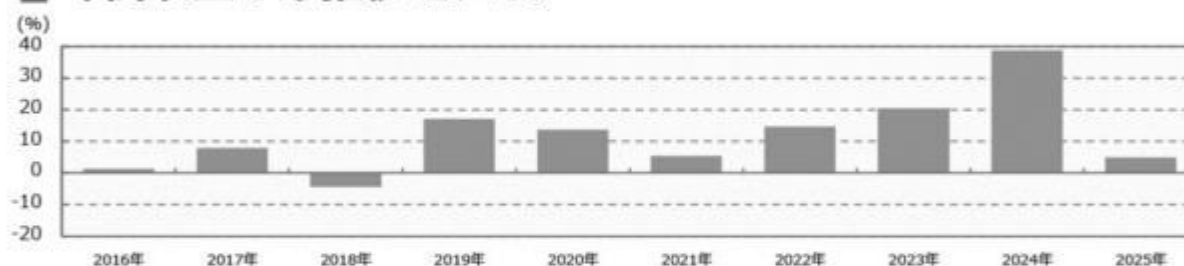
|         |     |
|---------|-----|
| 2024年7月 | 0 円 |
| 2023年7月 | 0 円 |
| 2022年7月 | 0 円 |
| 2021年7月 | 0 円 |
| 2020年7月 | 0 円 |
| 設定来累計   | 0 円 |

### ■ 主要な資産の状況

投資比率

| 資産の種類／名称           | 種類     | 投資比率（%）   |
|--------------------|--------|-----------|
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | —      | 100.0     |
| （内）金先物(2025年04月限)  | 商品先物取引 | (買建) 99.9 |

### ■ 年間収益率の推移（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1 申込（販売）手続等

## &lt;訂正前&gt;

## (1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。

## (2)申込締切時間

取得申込みの受け付けについては、取得申込受付日の前営業日の午後3時30分までに委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

—

（注）2024年11月5日以降は以下に変更となる予定です。

取得申込みの受け付けについては、原則、取得申込受付日の前営業日の午後4時までに委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

## (3)申込不可日（信託約款）

委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第5号に掲げるものを除きます。）における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行なうことができます。

1. 取得申込日当日または翌営業日が別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
2. 取得申込日当日が、「日本の営業日でない日かつ、別に定める海外の休日でない日」の前営業日となる場合の当該申込日
3. 信託財産が組み入れた第25条第1項に規定する指標連動有価証券（以下本号において同じ。）の償還や、信託財産が組み入れる指標連動有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの
4. 取得申込日当日が、第7条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内）
5. 前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

※「別に定める海外の休日」は、次の条件のいずれかに該当する日をいいます。

- ・ロンドンの金市場の休日（半休日を含みます。）
- ・ニューヨーク商品取引所の休場日
- ・ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

## (4)販売単位

1万口以上1万口単位とします。

## (5)販売価額

販売基準価額とします。

## (6)申込受け付けの中止および取り消し

次の各号に該当する場合は、委託者は、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

1. ファンドが行なう金（鉱業法第3条第1項に規定する鉱物のうち金鉱を製錬し、又は精製することにより得られる物品をいいます。以下同じ。）を対象とした先物取引（以下「金先物取引」といいます。）のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る商品市場（商品先物取引法第2条第9項に規定する商品市場および商品市場に相当する外国の市場をいいます。以下同じ。）の当日の立会の全部または一部が行なわれなるときもしくは停止されたとき。
2. ファンドが行なう金先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る商品市場の当日の立会終了時における当該先物取引の呼値が当該商品市場における呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

取得申込日において当日申込み分の取得申込口数と一部解約申込口数との差が、当該申込みを受け付ける前の残存口数（前営業日までの申込み分で、信託財産に未計上の口数を含みます。）を超えることとなる場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

## (7)取得申込みに関する清算制度について

取得申込みに係る金銭の委託者への支払いの債務の負担を、金融商品取引清算機関<sup>\*</sup>（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）に申込み、これを清算機関が負担する場合は、取得申込みに係る支払いの手続きは清算機関の業務方法書の定めに従って、清算機関と指定参加者との間で振替機関を介して行なわれます。

<sup>\*</sup>金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

## (8)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込(販売)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

## <訂正後>

### (1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。

### (2)申込締切時間

取得申込みの受け付けについては、原則、取得申込受付日の前営業日の午後4時までに委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

### (3)申込不可日（信託約款）

委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第5号に掲げるものを除きます。）における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行なうことができます。

1. 取得申込日当日または翌営業日が別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
2. 取得申込日当日が、「日本の営業日でない日かつ、別に定める海外の休日でない日」の前営業日となる場合の当該申込日
3. 信託財産が組み入れた第25条第1項に規定する指標連動有価証券（以下本号において同じ。）の償還や、信託財産が組み入れる指標連動有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの
4. 取得申込日当日が、第7条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内）
5. 前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

※「別に定める海外の休日」は、次の条件のいずれかに該当する日をいいます。

- ・ロンドンの金市場の休日（半休日を含みます。）
- ・ニューヨーク商品取引所の休場日
- ・ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

### (4)販売単位

1万口以上1万口単位とします。

### (5)販売価額

販売基準価額とします。

## (6)申込受け付けの中止および取り消し

次の各号に該当する場合は、委託者は、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

1. ファンドが行なう金（鉱業法第3条第1項に規定する鉱物のうち金鉱を製錬し、又は精製することにより得られる物品をいいます。以下同じ。）を対象とした先物取引（以下「金先物取引」といいます。）のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る商品市場（商品先物取引法第2条第9項に規定する商品市場および商品市場に相当する外国の市場をいいます。以下同じ。）の当日の立会の全部または一部が行なわれないときもしくは停止されたとき。
2. ファンドが行なう金先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る商品市場の当日の立会終了時における当該先物取引の呼値が当該商品市場における呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

取得申込日において当日申込み分の取得申込口数と一部解約申込口数との差が、当該申込みを受け付ける前の残存口数（前営業日までの申込み分で、信託財産に未計上の口数を含みます。）を超えることとなる場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

## (7)取得申込みに関する清算制度について

取得申込みに係る金銭の委託者への支払いの債務の負担を、金融商品取引清算機関<sup>\*</sup>（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）に申込み、これを清算機関が負担する場合は、取得申込みに係る支払いの手続きは清算機関の業務方法書の定めに従って、清算機関と指定参加者との間で振替機関を介して行なわれます。

<sup>\*</sup>金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

## (8)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込(販売)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

## 2 換金（解約）手続等

## &lt;訂正前&gt;

## (1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。

## (2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求日（「解約申込日」といいます。）の午後3時30分までに委託者に解約の連絡をして受理されたものを、一部解約の申込みとして取扱います。

—

（注）2024年11月5日以降は以下に変更となる予定です。

原則、一部解約の実行の請求日（「解約申込日」といいます。）の午後4時までに委託者に解約の連絡をして受理されたものを、一部解約の申込みとして取扱います。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

## (3)申込不可日（信託約款）

委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解約の実行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第5号に掲げるものを除きます。）における受益権の一部解約の実行の請求については、当該請求の受け付けを行なうことができます。

1. 解約申込日当日から起算して8営業日目までの期間（日本の営業日でない日を除きます。）に、別に定める海外の休日と同日付となる日がある場合の当該申込日
2. 解約申込日当日から起算して8営業日目までの期間（日本の営業日でない日を除きます。）に、信託財産が組み入れた指標連動有価証券の決済機関の非営業日と同日付となる日がある場合の当該申込日
3. 信託財産が組み入れた指標連動有価証券の償還や、信託財産が組み入れる指標連動有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの
4. 解約申込日当日が、第7条に定める計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内）
5. 前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

## (4)換金単位

1万口以上1万口単位とします。

(5)換金価額

解約申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。

(7)換金代金の支払い

解約代金は、解約申込日から起算して、原則として8営業日目から販売会社において支払います。

(8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

次の各号に該当する場合は、委託者は、受益権の一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

1. ファンドが行なう金先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る商品市場の当日の立会の全部または一部が行なわれないときもしくは停止されたとき。
2. ファンドが行なう金先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る商品市場の当日の立会終了時における当該先物取引の呼値が当該商品市場における呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

金融商品取引所等における取引の停止、商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

(9) 一部解約に関する清算制度について

一部解約に係る振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を、清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合は、一部解約に係る受渡しの手続きは清算機関の業務方法書の定めに従って、清算機関と指定参加者との間で振替機関を介して行なわれます。

(10)受益権と信託財産に属する有価証券との交換

受益者は、信託期間中において、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換を請求することはできません。

(11)受益権の買取り（買取請求制）

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

上記にかかわらず、次の各号に該当する場合は、販売会社は、委託者との協議に基づいて受益権の買取



りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

1. ファンドが行なう金先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る商品市場の当日の立会の全部または一部が行なわれないときもしくは停止されたとき。
2. ファンドが行なう金先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る商品市場の当日の立会終了時における当該先物取引の呼値が当該商品市場における呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを停止すること、およびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受け付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算されたものとします。

## (12)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

**サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）**

**<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時**

**インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>**

## <訂正後>

### (1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。

### (2)解約請求の締切時間

原則、一部解約の実行の請求日（「解約申込日」といいます。）の午後4時までに委託者に解約の連絡をして受理されたものを、一部解約の申込みとして取扱います。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

### (3)申込不可日（信託約款）

委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解約の実行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第5号に掲げるものを除きます。）における受益

権の一部解約の実行の請求については、当該請求の受け付けを行なうことができます。

1. 解約申込日当日から起算して8営業日目までの期間（日本の営業日でない日を除きます。）に、別に定める海外の休日と同日付となる日がある場合の当該申込日
2. 解約申込日当日から起算して8営業日目までの期間（日本の営業日でない日を除きます。）に、信託財産が組み入れた指標連動有価証券の決済機関の非営業日と同日付となる日がある場合の当該申込日
3. 信託財産が組み入れた指標連動有価証券の償還や、信託財産が組み入れる指標連動有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの
4. 解約申込日当日が、第7条に定める計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内）
5. 前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

#### (4)換金単位

1万口以上1万口単位とします。

#### (5)換金価額

解約申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

#### (6)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。

#### (7)換金代金の支払い

解約代金は、解約申込日から起算して、原則として8営業日目から販売会社において支払います。

#### (8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

次の各号に該当する場合は、委託者は、受益権の一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

1. ファンドが行なう金先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る商品市場の当日の立会の全部または一部が行なわれないときもしくは停止されたとき。
2. ファンドが行なう金先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る商品市場の当日の立会終了時における当該先物取引の呼値が当該商品市場における呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

金融商品取引所等における取引の停止、商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なっ

た当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

(9) 一部解約に関する清算制度について

一部解約に係る振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を、清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合は、一部解約に係る受渡しの手続きは清算機関の業務方法書の定めに従って、清算機関と指定参加者との間で振替機関を介して行なわれます。

(10) 受益権と信託財産に属する有価証券との交換

受益者は、信託期間中において、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換を請求することはできません。

(11) 受益権の買取り（買取請求制）

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

上記にかかわらず、次の各号に該当する場合は、販売会社は、委託者との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

1. ファンドが行なう金先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る商品市場の当日の立会の全部または一部が行なわれないときもしくは停止されたとき。
2. ファンドが行なう金先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る商品市場の当日の立会終了時における当該先物取引の呼値が当該商品市場における呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを停止すること、およびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受け付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算されたものとします。

(12) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

**サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）**

**<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時**

**インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>**

## 第3【ファンドの経理状況】

## NEXT FUNDS 金価格連動型上場投信

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期中間計算期間(2024年7月9日から2025年1月8日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## 中間財務諸表

## NEXT FUNDS 金価格連動型上場投信

## (1) 中間貸借対照表

| (単位：円)           |                         |                                |
|------------------|-------------------------|--------------------------------|
|                  | 第17期<br>(2024年 7月 8日現在) | 第18期中間計算期間末<br>(2025年 1月 8日現在) |
| 資産の部             |                         |                                |
| 流動資産             |                         |                                |
| 預金               | 2,258,054,505           | 1,634,312,376                  |
| コール・ローン          | 2,368,510,153           | 2,309,730,341                  |
| 派生商品評価勘定         | 496,124,505             | 731,387,045                    |
| 現先取引勘定           | 9,300,000,000           | 9,990,000,000                  |
| 未収利息             | 5,533                   | 15,026                         |
| 差入委託証拠金          | 1,962,107,494           | 2,539,752,387                  |
| 流動資産合計           | 16,384,802,190          | 17,205,197,175                 |
| 資産合計             | 16,384,802,190          | 17,205,197,175                 |
| 負債の部             |                         |                                |
| 流動負債             |                         |                                |
| 派生商品評価勘定         | -                       | 349,966,995                    |
| 未払解約金            | 367,240,000             | 200,880,000                    |
| 未払受託者報酬          | 3,590,507               | 4,208,156                      |
| 未払委託者報酬          | 32,314,494              | 37,873,341                     |
| その他未払費用          | 698,874                 | 828,114                        |
| 流動負債合計           | 403,843,875             | 593,756,606                    |
| 負債合計             | 403,843,875             | 593,756,606                    |
| 純資産の部            |                         |                                |
| 元本等              |                         |                                |
| 元本               | 4,334,040,984           | 4,155,680,984                  |
| 剰余金              |                         |                                |
| 中間剰余金又は中間欠損金 (△) | 11,646,917,331          | 12,455,759,585                 |
| 元本等合計            | 15,980,958,315          | 16,611,440,569                 |
| 純資産合計            | 15,980,958,315          | 16,611,440,569                 |
| 負債純資産合計          | 16,384,802,190          | 17,205,197,175                 |

## (2) 中間損益及び剰余金計算書

| (単位：円)    |                                              |                                              |
|-----------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
|           | 第17期中間計算期間<br>自 2023年 7月 9日<br>至 2024年 1月 8日 | 第18期中間計算期間<br>自 2024年 7月 9日<br>至 2025年 1月 8日 |
| 営業収益      |                                              |                                              |
| 受取利息      | 33,145,209                                   | 54,923,813                                   |
| 派生商品取引等損益 | 357,318,650                                  | 1,153,605,341                                |
| 為替差損益     | 261,754,109                                  | 58,464,405                                   |
| その他収益     | 10,005,907                                   | 15,788,285                                   |
| 営業収益合計    | 662,223,875                                  | 1,282,781,844                                |
| 営業費用      |                                              |                                              |
| 支払利息      | 194,856                                      | -                                            |

|                                           | 第17期中間計算期間<br>自 2023年 7月 9日<br>至 2024年 1月 8日 | 第18期中間計算期間<br>自 2024年 7月 9日<br>至 2025年 1月 8日 |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 受託者報酬                                     | 2,493,921                                    | 4,208,156                                    |
| 委託者報酬                                     | 22,445,227                                   | 37,873,341                                   |
| その他費用                                     | 861,461                                      | 1,478,093                                    |
| 営業費用合計                                    | 25,995,465                                   | 43,559,590                                   |
| 営業利益又は営業損失（△）                             | 636,228,410                                  | 1,239,222,254                                |
| 経常利益又は経常損失（△）                             | 636,228,410                                  | 1,239,222,254                                |
| 中間純利益又は中間純損失（△）                           | 636,228,410                                  | 1,239,222,254                                |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△） | -                                            | -                                            |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△）                           | 5,478,089,247                                | 11,646,917,331                               |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | 1,134,470,000                                | 1,419,390,000                                |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 1,134,470,000                                | 1,419,390,000                                |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | 1,120,100,000                                | 1,849,770,000                                |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | 1,120,100,000                                | 1,849,770,000                                |
| 分配金                                       | -                                            | -                                            |
| 中間剰余金又は中間欠損金（△）                           | 6,128,687,657                                | 12,455,759,585                               |

## (3) 中間注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                        |                                                                                                                                                                       |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法     | 先物取引<br>計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。<br>為替予約取引<br>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。                                                                |
| 2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。                                                                                                   |
| 3. 費用・収益の計上基準          | 派生商品取引等損益<br>約定日基準で計上しております。<br>為替差損益<br>約定日基準で計上しております。                                                                                                              |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。 |
| 5. その他                 | 現先取引<br>現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」の規定によっております。<br>計算期間<br>当ファンドの中間計算期間は、2024年 7月 9日から2025年 1月 8日までとなっております。                                                        |

## (中間貸借対照表に関する注記)

| 第17期<br>2024年 7月 8日現在                          | 第18期中間計算期間末<br>2025年 1月 8日現在                      |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数<br>1,700,958口             | 1. 中間計算期間の末日における受益権の総数<br>1,630,958口              |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 9,395円 | 2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 10,185円 |

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

| 第17期<br>2024年 7月 8日現在                                                        | 第18期中間計算期間末<br>2025年 1月 8日現在                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額<br>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額<br>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法                                                                   | 2. 時価の算定方法                                                                         |

|                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>派生商品評価勘定</b><br>デリバティブ取引については、（その他の注記）の 2<br>デリバティブ取引関係に記載しております。<br><b>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</b><br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時<br>価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお<br>ります。 | <b>派生商品評価勘定</b><br>デリバティブ取引については、（その他の注記）の 2<br>デリバティブ取引関係に記載しております。<br><b>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</b><br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時<br>価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお<br>ります。 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（その他の注記）

## 1 元本の移動

| 第17期<br>自 2023年 7月 9日<br>至 2024年 7月 8日 |                | 第18期中間計算期間<br>自 2024年 7月 9日<br>至 2025年 1月 8日 |                |
|----------------------------------------|----------------|----------------------------------------------|----------------|
| 期首元本額                                  | 3,263,880,984円 | 期首元本額                                        | 4,334,040,984円 |
| 期中追加設定元本額                              | 2,038,400,000円 | 期中追加設定元本額                                    | 509,600,000円   |
| 期中一部解約元本額                              | 968,240,000円   | 期中一部解約元本額                                    | 687,960,000円   |

## 2 デリバティブ取引関係

## デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

| 種類        | 第17期(2024年 7月 8日現在) |           |                |             | 第18期中間計算期間末(2025年 1月 8日現在) |           |                |              |
|-----------|---------------------|-----------|----------------|-------------|----------------------------|-----------|----------------|--------------|
|           | 契約額等（円）             |           | 時価（円）          | 評価損益（円）     | 契約額等（円）                    |           | 時価（円）          | 評価損益（円）      |
|           |                     | うち1年<br>超 |                |             |                            | うち1年<br>超 |                |              |
| 市場取引      |                     |           |                |             |                            |           |                |              |
| 商品先物取引    |                     |           |                |             |                            |           |                |              |
| 買建        | 15,845,410,815      | —         | 15,958,798,680 | 113,387,865 | 16,905,760,441             | —         | 16,559,962,279 | △345,798,162 |
| 市場取引以外の取引 |                     |           |                |             |                            |           |                |              |
| 為替予約取引    |                     |           |                |             |                            |           |                |              |
| 買建        | 11,534,563,920      | —         | 11,917,300,560 | 382,736,640 | 12,398,366,348             | —         | 13,125,584,560 | 727,218,212  |
| 米ドル       | 11,534,563,920      | —         | 11,917,300,560 | 382,736,640 | 12,398,366,348             | —         | 13,125,584,560 | 727,218,212  |
| 合計        | —                   | —         | —              | 496,124,505 | —                          | —         | —              | 381,420,050  |

（注）時価の算定方法

## 1 先物取引

## 外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

## 2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## 2 ファンドの現況

## 純資産額計算書

2025年1月31日現在

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| I 資産総額              | 29,378,053,362円 |
| II 負債総額             | 12,404,932,981円 |
| III 純資産総額（I－II）     | 16,973,120,381円 |
| IV 発行済口数            | 1,610,958口      |
| V 1口当たり純資産額（III／IV） | 10,536円         |

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1 委託会社等の概況

<更新後>

###### (1) 資本金の額

2025年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### 2 事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2025年1月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。 )。

| 種類         | 本数    | 純資産総額(百万円) |
|------------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託  | 915   | 56,447,791 |
| 単位型株式投資信託  | 155   | 648,674    |
| 追加型公社債投資信託 | 14    | 6,841,002  |
| 単位型公社債投資信託 | 416   | 736,947    |
| 合計         | 1,500 | 64,674,413 |

##### 3 委託会社等の経理状況

<更新後>

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の間接財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年4月1日から2024年3

月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1) 貸借対照表

|          |          | 前事業年度<br>(2023年3月31日) |         | 当事業年度<br>(2024年3月31日) |         |
|----------|----------|-----------------------|---------|-----------------------|---------|
| 区分       | 注記<br>番号 | 金額(百万円)               |         | 金額(百万円)               |         |
| (資産の部)   |          |                       |         |                       |         |
| 流動資産     |          |                       |         |                       |         |
| 現金・預金    |          |                       | 1,865   |                       | 7,405   |
| 金銭の信託    |          |                       | 42,108  |                       | 44,745  |
| 有価証券     |          |                       | 21,900  |                       | -       |
| 前払金      |          |                       | 11      |                       | 7       |
| 前払費用     |          |                       | 775     |                       | 852     |
| 未収入金     |          |                       | 1,775   |                       | 1,023   |
| 未収委託者報酬  |          |                       | 26,116  |                       | 31,788  |
| 未収運用受託報酬 |          |                       | 3,780   |                       | 5,989   |
| 短期貸付金    |          |                       | 1,001   |                       | 757     |
| 未収還付法人税等 |          |                       | 2,083   |                       | -       |
| その他      |          |                       | 84      |                       | 169     |
| 貸倒引当金    |          |                       | △15     |                       | △18     |
| 流動資産計    |          |                       | 101,486 |                       | 92,719  |
| 固定資産     |          |                       |         |                       |         |
| 有形固定資産   |          |                       | 1,335   |                       | 945     |
| 建物       | ※ 2      | 906                   |         | 595                   |         |
| 器具備品     | ※ 2      | 428                   |         | 350                   |         |
| 無形固定資産   |          |                       | 5,563   |                       | 5,658   |
| ソフトウェア   |          | 5,562                 |         | 5,658                 |         |
| その他      |          | 0                     |         | 0                     |         |
| 投資その他の資産 |          |                       | 16,336  |                       | 17,314  |
| 投資有価証券   |          | 1,793                 |         | 1,813                 |         |
| 関係会社株式   |          | 10,025                |         | 9,535                 |         |
| 長期差入保証金  |          | 520                   |         | 519                   |         |
| 長期前払費用   |          | 10                    |         | 10                    |         |
| 前払年金費用   |          | 1,553                 |         | 1,875                 |         |
| 繰延税金資産   |          | 2,340                 |         | 2,651                 |         |
| その他      |          | 92                    |         | 908                   |         |
| 固定資産計    |          |                       | 23,235  |                       | 23,918  |
| 資産合計     |          |                       | 124,722 |                       | 116,638 |

|           |          | 前事業年度<br>(2023年3月31日) |        | 当事業年度<br>(2024年3月31日) |        |
|-----------|----------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|
| 区分        | 注記<br>番号 | 金額(百万円)               |        | 金額(百万円)               |        |
| (負債の部)    |          |                       |        |                       |        |
| 流動負債      |          |                       |        |                       |        |
| 関係会社短期借入金 |          |                       | -      |                       | 13,700 |
| 預り金       |          |                       | 124    |                       | 123    |
| 未払金       |          |                       | 17,378 |                       | 11,404 |



|              |     |        |         |        |         |
|--------------|-----|--------|---------|--------|---------|
| 未払収益分配金      |     | 0      |         | 1      |         |
| 未払償還金        |     | 57     |         | 39     |         |
| 未払手数料        |     | 8,409  |         | 10,312 |         |
| 関係会社未払金      |     | 8,911  |         | 1,052  |         |
| 未払費用         | ※ 1 |        | 9,682   |        | 12,507  |
| 未払法人税等       |     |        | 1,024   |        | 8,095   |
| 未払消費税等       |     |        | 500     |        | 1,590   |
| 前受収益         |     |        | 22      |        | 15      |
| 賞与引当金        |     |        | 3,635   |        | 4,543   |
| その他          |     |        | 46      |        | 24      |
| 流動負債計        |     |        | 32,414  |        | 52,005  |
| 固定負債         |     |        |         |        |         |
| 退職給付引当金      |     |        | 2,940   |        | 2,759   |
| 時効後支払損引当金    |     |        | 595     |        | 602     |
| 資産除去債務       |     |        | 1,123   |        | 1,123   |
| 固定負債計        |     |        | 4,659   |        | 4,484   |
| 負債合計         |     |        | 37,074  |        | 56,490  |
| (純資産の部)      |     |        |         |        |         |
| 株主資本         |     |        | 87,419  |        | 59,820  |
| 資本金          |     |        | 17,180  |        | 17,180  |
| 資本剰余金        |     |        | 13,729  |        | 13,729  |
| 資本準備金        |     | 11,729 |         | 11,729 |         |
| その他資本剰余金     |     | 2,000  |         | 2,000  |         |
| 利益剰余金        |     |        | 56,509  |        | 28,910  |
| 利益準備金        |     | 685    |         | 685    |         |
| その他利益剰余金     |     | 55,823 |         | 28,225 |         |
| 別途積立金        |     | 24,606 |         | -      |         |
| 繰越利益剰余金      |     | 31,217 |         | 28,225 |         |
| 評価・換算差額等     |     |        | 229     |        | 327     |
| その他有価証券評価差額金 |     |        | 229     |        | 327     |
| 純資産合計        |     |        | 87,648  |        | 60,147  |
| 負債・純資産合計     |     |        | 124,722 |        | 116,638 |

## (2) 損益計算書

|         |          | 前事業年度<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日) |
|---------|----------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 区分      | 注記<br>番号 | 金額(百万円)                                | 金額(百万円)                                |
| 営業収益    |          |                                        |                                        |
| 委託者報酬   |          | 113,491                                | 124,722                                |
| 運用受託報酬  |          | 18,198                                 | 21,188                                 |
| その他営業収益 |          | 331                                    | 291                                    |
| 営業収益計   |          | 132,021                                | 146,202                                |
| 営業費用    |          |                                        |                                        |
| 支払手数料   |          | 38,684                                 | 43,258                                 |
| 広告宣伝費   |          | 1,187                                  | 1,054                                  |
| 公告費     |          | 0                                      | 0                                      |
| 調査費     |          | 29,050                                 | 33,107                                 |
| 調査費     |          | 6,045                                  | 6,797                                  |

|           |  |        |        |        |        |
|-----------|--|--------|--------|--------|--------|
| 委託調査費     |  | 23,004 |        | 26,310 |        |
| 委託計算費     |  |        | 1,363  |        | 1,377  |
| 営業雑経費     |  |        | 3,302  |        | 3,670  |
| 通信費       |  | 89     |        | 92     |        |
| 印刷費       |  | 903    |        | 820    |        |
| 協会費       |  | 83     |        | 85     |        |
| 諸経費       |  | 2,225  |        | 2,671  |        |
| 営業費用計     |  |        | 73,587 |        | 82,468 |
| 一般管理費     |  |        |        |        |        |
| 給料        |  |        | 11,316 |        | 13,068 |
| 役員報酬      |  | 226    |        | 259    |        |
| 給料・手当     |  | 7,752  |        | 7,985  |        |
| 賞与        |  | 3,337  |        | 4,822  |        |
| 交際費       |  |        | 78     |        | 87     |
| 寄付金       |  |        | 115    |        | 117    |
| 旅費交通費     |  |        | 283    |        | 323    |
| 租税公課      |  |        | 963    |        | 990    |
| 不動産賃借料    |  |        | 1,232  |        | 1,235  |
| 退職給付費用    |  |        | 829    |        | 893    |
| 固定資産減価償却費 |  |        | 2,409  |        | 2,292  |
| 諸経費       |  |        | 12,439 |        | 12,483 |
| 一般管理費計    |  |        | 29,669 |        | 31,491 |
| 営業利益      |  |        | 28,763 |        | 32,242 |

|              |          | 前事業年度<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) |        | 当事業年度<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日) |        |
|--------------|----------|----------------------------------------|--------|----------------------------------------|--------|
| 区分           | 注記<br>番号 | 金額(百万円)                                |        | 金額(百万円)                                |        |
| 営業外収益        |          |                                        |        |                                        |        |
| 受取配当金        | ※ 1      | 7,645                                  |        | 7,054                                  |        |
| 受取利息         |          | 45                                     |        | 48                                     |        |
| 為替差益         |          | 49                                     |        | 146                                    |        |
| その他          |          | 637                                    |        | 625                                    |        |
| 営業外収益計       |          |                                        | 8,377  |                                        | 7,875  |
| 営業外費用        |          |                                        |        |                                        |        |
| 支払利息         |          | -                                      |        | 123                                    |        |
| 金銭の信託運用損     |          | 1,736                                  |        | 782                                    |        |
| 時効後支払損引当金繰入額 |          | 10                                     |        | 14                                     |        |
| その他          |          | 8                                      |        | 47                                     |        |
| 営業外費用計       |          |                                        | 1,755  |                                        | 967    |
| 経常利益         |          |                                        | 35,385 |                                        | 39,149 |
| 特別利益         |          |                                        |        |                                        |        |
| 投資有価証券売却益    |          | 10                                     |        | -                                      |        |
| 株式報酬受入益      |          | 46                                     |        | 28                                     |        |
| 特別利益計        |          |                                        | 57     |                                        | 28     |
| 特別損失         |          |                                        |        |                                        |        |
| 投資有価証券売却損    |          | 16                                     |        | 5                                      |        |

|              |     |    |        |     |        |
|--------------|-----|----|--------|-----|--------|
| 関係会社株式評価損    |     | -  |        | 490 |        |
| 固定資産除却損      | ※ 2 | 52 |        | 31  |        |
| 特別損失計        |     |    | 69     |     | 527    |
| 税引前当期純利益     |     |    | 35,374 |     | 38,651 |
| 法人税、住民税及び事業税 |     |    | 8,890  |     | 10,821 |
| 法人税等調整額      |     |    | 419    |     | △354   |
| 当期純利益        |     |    | 26,064 |     | 28,183 |

## (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

|                     | 株主資本   |        |          |         |       |          |         |         |         |
|---------------------|--------|--------|----------|---------|-------|----------|---------|---------|---------|
|                     | 資本金    | 資本剰余金  |          |         | 利益剰余金 |          |         |         | 株主資本合計  |
|                     |        | 資本準備金  | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |         | 利益剰余金合計 |         |
|                     |        |        |          |         |       | 別途積立金    | 繰越利益剰余金 |         |         |
| 当期首残高               | 17,180 | 11,729 | 2,000    | 13,729  | 685   | 24,606   | 30,030  | 55,322  | 86,232  |
| 当期変動額               |        |        |          |         |       |          |         |         |         |
| 剰余金の配当              |        |        |          |         |       |          | △24,877 | △24,877 | △24,877 |
| 当期純利益               |        |        |          |         |       |          | 26,064  | 26,064  | 26,064  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |        |        |          |         |       |          |         |         |         |
| 当期変動額合計             | —      | —      | —        | —       | —     | —        | 1,186   | 1,186   | 1,186   |
| 当期末残高               | 17,180 | 11,729 | 2,000    | 13,729  | 685   | 24,606   | 31,217  | 56,509  | 87,419  |

(単位：百万円)

|                     | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計   |
|---------------------|--------------|------------|---------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |         |
| 当期首残高               | 174          | 174        | 86,407  |
| 当期変動額               |              |            |         |
| 剰余金の配当              |              |            | △24,877 |
| 当期純利益               |              |            | 26,064  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 54           | 54         | 54      |
| 当期変動額合計             | 54           | 54         | 1,240   |

|       |     |     |        |
|-------|-----|-----|--------|
| 当期末残高 | 229 | 229 | 87,648 |
|-------|-----|-----|--------|

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

|                     | 株主資本   |        |          |         |       |          |         |         |         |
|---------------------|--------|--------|----------|---------|-------|----------|---------|---------|---------|
|                     | 資本金    | 資本剰余金  |          |         | 利益剰余金 |          |         |         | 株主資本合計  |
|                     |        | 資本準備金  | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |         | 利益剰余金合計 |         |
|                     |        |        |          |         |       | 別途積立金    | 繰越利益剰余金 |         |         |
| 当期首残高               | 17,180 | 11,729 | 2,000    | 13,729  | 685   | 24,606   | 31,217  | 56,509  | 87,419  |
| 当期変動額               |        |        |          |         |       |          |         |         |         |
| 剰余金の配当              |        |        |          |         |       |          | △55,782 | △55,782 | △55,782 |
| 当期純利益               |        |        |          |         |       |          | 28,183  | 28,183  | 28,183  |
| 別途積立金の取崩            |        |        |          |         |       | △24,606  | 24,606  | -       | -       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |        |        |          |         |       |          |         |         |         |
| 当期変動額合計             | —      | —      | —        | —       | —     | △24,606  | △2,991  | △27,598 | △27,598 |
| 当期末残高               | 17,180 | 11,729 | 2,000    | 13,729  | 685   | -        | 28,225  | 28,910  | 59,820  |

(単位：百万円)

|                     | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計   |
|---------------------|--------------|------------|---------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |         |
| 当期首残高               | 229          | 229        | 87,648  |
| 当期変動額               |              |            |         |
| 剰余金の配当              |              |            | △55,782 |
| 当期純利益               |              |            | 28,183  |
| 別途積立金の取崩            |              |            | —       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 97           | 97         | 97      |
| 当期変動額合計             | 97           | 97         | △27,500 |
| 当期末残高               | 327          | 327        | 60,147  |

## [重要な会計方針]

|                    |                                 |
|--------------------|---------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 |
|--------------------|---------------------------------|

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |    |      |       |      |       |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|------|-------|------|-------|
|                          | (2) その他有価証券<br>市場価格のない … 時価法<br>株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)<br>市場価格のない … 移動平均法による原価法<br>株式等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |    |      |       |      |       |
| 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法      | 時価法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |    |      |       |      |       |
| 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法   | 時価法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |    |      |       |      |       |
| 4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |      |       |      |       |
| 5. 固定資産の減価償却の方法          | (1) 有形固定資産<br>定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。<br>主な耐用年数は以下の通りであります。 <table><tr><td>建物</td><td>6年</td></tr><tr><td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr></table><br>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産<br>定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 建物 | 6年 | 附属設備 | 6～15年 | 器具備品 | 4～15年 |
| 建物                       | 6年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |      |       |      |       |
| 附属設備                     | 6～15年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |    |    |      |       |      |       |
| 器具備品                     | 4～15年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |    |    |      |       |      |       |
| 6. 引当金の計上基準              | (1) 貸倒引当金<br>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。<br>(2) 賞与引当金<br>賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。<br>(3) 退職給付引当金<br>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。<br>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br>確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。<br>退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。<br>(4) 時効後支払損引当金<br>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 |    |    |      |       |      |       |

## 7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

## ① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

## ② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

## ③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

## [会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

## [会計方針の変更]

該当事項はありません。

## [未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

## [注記事項]

## ◇ 貸借対照表関係

| 前事業年度末<br>(2023年3月31日)                                                           | 当事業年度末<br>(2024年3月31日)                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| ※1. 関係会社に対する資産及び負債<br>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている<br>ものは、次のとおりであります。<br>未払費用 1,350百万円 | ※1. 関係会社に対する資産及び負債<br>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている<br>ものは、次のとおりであります。<br>未払費用 1,939百万円 |
| ※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額<br>建物 901百万円<br>器具備品 657<br>合計 1,559                     | ※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額<br>建物 1,214百万円<br>器具備品 733<br>合計 1,948                   |

## ◇ 損益計算書関係

| 前事業年度<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日)                                  | 当事業年度<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日)                                  |
|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ※ 1. 関係会社に係る注記<br>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。<br>受取配当金 7,634百万円 | ※ 1. 関係会社に係る注記<br>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。<br>受取配当金 7,050百万円 |
| ※ 2. 固定資産除却損<br>建物 0百万円<br>器具備品 0<br>ソフトウェア 52<br>合計 52                 | ※ 2. 固定資産除却損<br>建物 -百万円<br>器具備品 0<br>ソフトウェア 30<br>合計 31                 |

## ◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度期首株式数 | 前事業年度増加株式数 | 前事業年度減少株式数 | 前事業年度末株式数  |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 5,150,693株 | —          | —          | 5,150,693株 |

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 24,877百万円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 4,830円     |
| 基準日      | 2022年3月31日 |
| 効力発生日    | 2022年6月30日 |

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 55,782百万円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 10,830円    |
| 基準日      | 2023年3月31日 |
| 効力発生日    | 2023年6月30日 |

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|-----------|
|-------|------------|------------|------------|-----------|

|      |            |   |   |            |
|------|------------|---|---|------------|
| 普通株式 | 5,150,693株 | — | — | 5,150,693株 |
|------|------------|---|---|------------|

## 2. 剰余金の配当に関する事項

### （1）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

#### 普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 55,782百万円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 10,830円    |
| 基準日      | 2023年3月31日 |
| 効力発生日    | 2023年6月30日 |

### （2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

#### 普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 28,174百万円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 5,470円     |
| 基準日      | 2024年3月31日 |
| 効力発生日    | 2024年6月28日 |

## ◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。



デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

|                  | 貸借対照表<br>計上額 | 時価     | 差額 |
|------------------|--------------|--------|----|
| (1)金銭の信託         | 42,108       | 42,108 | -  |
| 資産計              | 42,108       | 42,108 | -  |
| (2)その他（デリバティブ取引） | 46           | 46     | -  |
| 負債計              | 46           | 46     | -  |

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

|               | 前事業年度（百万円） |
|---------------|------------|
| 市場価格のない株式等（※） | 10,261     |
| 組合出資金等        | 1,557      |
| 合計            | 11,819     |

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|              | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金           | 1,865  | -           | -            | -    |
| 金銭の信託        | 42,108 | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬      | 26,116 | -           | -            | -    |
| 未収運用受託報酬     | 3,780  | -           | -            | -    |
| 有価証券及び投資有価証券 |        |             |              |      |
| その他有価証券      | 21,900 | -           | -            | -    |
| 短期貸付金        | 1,001  |             |              |      |
| 合計           | 96,772 | -           | -            | -    |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

| 区分              | 貸借対照表計上額（単位：百万円） |        |      |        |
|-----------------|------------------|--------|------|--------|
|                 | レベル1             | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 金銭の信託（運用目的・その他） | -                | 42,108 | -    | 42,108 |
| 資産計             | -                | 42,108 | -    | 42,108 |
| デリバティブ取引（通貨関連）  | -                | 46     | -    | 46     |
| 負債計             | -                | 46     | -    | 46     |

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係

維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

|                  | 貸借対照表<br>計上額 | 時価     | 差額 |
|------------------|--------------|--------|----|
| (1)金銭の信託         | 44,745       | 44,745 | -  |
| 資産計              | 44,745       | 44,745 | -  |
| (2)その他（デリバティブ取引） | 24           | 24     | -  |
| 負債計              | 24           | 24     | -  |

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

|               | 当事業年度（百万円） |
|---------------|------------|
| 市場価格のない株式等（※） | 9,710      |
| 組合出資金等        | 1,638      |
| 合計            | 11,348     |

- (※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
- 2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

|          | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|----------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金       | 7,405  | -           | -            | -    |
| 金銭の信託    | 44,745 | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬  | 31,788 | -           | -            | -    |
| 未収運用受託報酬 | 5,989  | -           | -            | -    |
| 短期貸付金    | 757    | -           | -            | -    |

|    |        |   |   |   |
|----|--------|---|---|---|
| 合計 | 90,685 | - | - | - |
|----|--------|---|---|---|

### ３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

| 区分              | 貸借対照表計上額（単位：百万円） |        |      |        |
|-----------------|------------------|--------|------|--------|
|                 | レベル1             | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 金銭の信託（運用目的・その他） | -                | 44,745 | -    | 44,745 |
| 資産計             | -                | 44,745 | -    | 44,745 |
| デリバティブ取引（通貨関連）  | -                | 24     | -    | 24     |
| 負債計             | -                | 24     | -    | 24     |

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

#### ◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

#### 1. 売買目的有価証券(2023年3月31日)

該当事項はありません。

#### 2. 満期保有目的の債券(2023年3月31日)

該当事項はありません。

#### 3. 子会社株式及び関連会社株式(2023年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

| 区分     | 当事業年度<br>(百万円) |
|--------|----------------|
| 子会社株式  | 9,919          |
| 関連会社株式 | 106            |

#### 4. その他有価証券(2023年3月31日)

| 区分                   | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |                       |               |             |
| 株式                   | -                     | -             | -           |
| 小計                   | -                     | -             | -           |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |                       |               |             |
| 譲渡性預金                | 21,900                | 21,900        | -           |
| 小計                   | 21,900                | 21,900        | -           |
| 合計                   | 21,900                | 21,900        | -           |

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額235百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,557百万円）は、記載しておりません。

#### 5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

| 区分 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|----|----------|--------------|--------------|
| 株式 | 66       | -            | 16           |
| 合計 | 66       | -            | 16           |

#### 当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

##### 1. 売買目的有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

##### 2. 満期保有目的の債券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

##### 3. 子会社株式及び関連会社株式(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

| 区分     | 当事業年度<br>(百万円) |
|--------|----------------|
| 子会社株式  | 9,428          |
| 関連会社株式 | 106            |

##### 4. その他有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,638百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

#### 5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

| 区分 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|----|----------|--------------|--------------|
|----|----------|--------------|--------------|

|    |    |   |   |
|----|----|---|---|
| 株式 | 36 | - | 5 |
| 合計 | 36 | - | 5 |

## ◇ デリバティブ取引関係

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## (1) 通貨関連

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

| 区分        | 取引の種類               | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等の<br>うち一年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|-----------|---------------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル | 952           | -                       | △46         | △46           |

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

| 区分        | 取引の種類               | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等の<br>うち一年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|-----------|---------------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル | 730           | -                       | △24         | △24           |

## ◇ 退職給付関係

| 前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)                                     |            |
|---------------------------------------------------------------------|------------|
| 1. 採用している退職給付制度の概要                                                  |            |
| 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 |            |
| 2. 確定給付制度                                                           |            |
| (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表                                            |            |
| 退職給付債務の期首残高                                                         | 21,967 百万円 |
| 勤務費用                                                                | 853        |
| 利息費用                                                                | 188        |
| 数理計算上の差異の発生額                                                        | △1,476     |
| 退職給付の支払額                                                            | △1,133     |
| その他                                                                 | △83        |
| 退職給付債務の期末残高                                                         | 20,314     |
| (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表                                              |            |
| 年金資産の期首残高                                                           | 19,687 百万円 |
| 期待運用収益                                                              | 462        |
| 数理計算上の差異の発生額                                                        | △716       |
| 事業主からの拠出額                                                           | 819        |
| 退職給付の支払額                                                            | △874       |
| 年金資産の期末残高                                                           | 19,378     |

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

## 及び前払年金費用の調整表

|              |            |
|--------------|------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 17,386 百万円 |
| 年金資産         | △19,378    |

△1,991

|               |       |
|---------------|-------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,927 |
|---------------|-------|

|           |     |
|-----------|-----|
| 未積立退職給付債務 | 935 |
|-----------|-----|

|             |     |
|-------------|-----|
| 未認識数理計算上の差異 | 398 |
|-------------|-----|

|           |    |
|-----------|----|
| 未認識過去勤務費用 | 53 |
|-----------|----|

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,387 |
|----------------------|-------|

|         |       |
|---------|-------|
| 退職給付引当金 | 2,940 |
|---------|-------|

|        |        |
|--------|--------|
| 前払年金費用 | △1,553 |
|--------|--------|

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,387 |
|----------------------|-------|

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|      |         |
|------|---------|
| 勤務費用 | 853 百万円 |
|------|---------|

|      |     |
|------|-----|
| 利息費用 | 188 |
|------|-----|

|        |      |
|--------|------|
| 期待運用収益 | △462 |
|--------|------|

|                |     |
|----------------|-----|
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 127 |
|----------------|-----|

|              |     |
|--------------|-----|
| 過去勤務費用の費用処理額 | △52 |
|--------------|-----|

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 653 |
|-----------------|-----|

## (5) 年金資産に関する事項

## ①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

|    |     |
|----|-----|
| 債券 | 34% |
|----|-----|

|    |     |
|----|-----|
| 株式 | 27% |
|----|-----|

|        |     |
|--------|-----|
| 生保一般勘定 | 11% |
|--------|-----|

|        |    |
|--------|----|
| 生保特別勘定 | 7% |
|--------|----|

|     |     |
|-----|-----|
| その他 | 21% |
|-----|-----|

|    |      |
|----|------|
| 合計 | 100% |
|----|------|

## ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

|                 |      |
|-----------------|------|
| 確定給付型企业年金制度の割引率 | 1.4% |
|-----------------|------|

|             |      |
|-------------|------|
| 退職一時金制度の割引率 | 1.1% |
|-------------|------|

|           |       |
|-----------|-------|
| 長期期待運用収益率 | 2.35% |
|-----------|-------|

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

|                                                                                      |            |
|--------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表                                                             |            |
| 退職給付債務の期首残高                                                                          | 20,314 百万円 |
| 勤務費用                                                                                 | 802        |
| 利息費用                                                                                 | 275        |
| 数理計算上の差異の発生額                                                                         | △1,024     |
| 退職給付の支払額                                                                             | △1,150     |
| その他                                                                                  | △11        |
| 退職給付債務の期末残高                                                                          | 19,205     |
| (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表                                                               |            |
| 年金資産の期首残高                                                                            | 19,378 百万円 |
| 期待運用収益                                                                               | 455        |
| 数理計算上の差異の発生額                                                                         | 1,415      |
| 事業主からの拠出額                                                                            | 848        |
| 退職給付の支払額                                                                             | △850       |
| 年金資産の期末残高                                                                            | 21,247     |
| (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表                                 |            |
| 積立型制度の退職給付債務                                                                         | 16,431 百万円 |
| 年金資産                                                                                 | △21,247    |
|                                                                                      | △4,815     |
| 非積立型制度の退職給付債務                                                                        | 2,774      |
| 未積立退職給付債務                                                                            | △2,041     |
| 未認識数理計算上の差異                                                                          | 2,923      |
| 未認識過去勤務費用                                                                            | 1          |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額                                                                 | 883        |
| 退職給付引当金                                                                              | 2,759      |
| 前払年金費用                                                                               | △1,875     |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額                                                                 | 883        |
| (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額                                                                |            |
| 勤務費用                                                                                 | 802 百万円    |
| 利息費用                                                                                 | 275        |
| 期待運用収益                                                                               | △455       |
| 数理計算上の差異の費用処理額                                                                       | 86         |
| 過去勤務費用の費用処理額                                                                         | △52        |
| 確定給付制度に係る退職給付費用                                                                      | 655        |
| (5) 年金資産に関する事項                                                                       |            |
| ①年金資産の主な内容                                                                           |            |
| 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。                                                          |            |
| 債券                                                                                   | 31%        |
| 株式                                                                                   | 32%        |
| 生保一般勘定                                                                               | 9%         |
| 生保特別勘定                                                                               | 7%         |
| その他                                                                                  | 21%        |
| 合計                                                                                   | 100%       |
| ②長期期待運用収益率の設定方法                                                                      |            |
| 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。 |            |
| (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項                                                                 |            |
| 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎                                                              |            |
| 確定給付型企業年金制度の割引率                                                                      | 1.8%       |
| 退職一時金制度の割引率                                                                          | 1.3%       |
| 長期期待運用収益率                                                                            | 2.35%      |



## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

## ◇ 税効果会計関係

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 前事業年度末<br>(2023年3月31日)                         |        | 当事業年度末<br>(2024年3月31日)                         |        |
|------------------------------------------------|--------|------------------------------------------------|--------|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳                  |        | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳                  |        |
| 繰延税金資産                                         | 百万円    | 繰延税金資産                                         | 百万円    |
| 賞与引当金                                          | 1,138  | 賞与引当金                                          | 1,422  |
| 退職給付引当金                                        | 911    | 退職給付引当金                                        | 855    |
| 関係会社株式評価減                                      | 1,010  | 関係会社株式評価減                                      | 1,162  |
| 未払事業税                                          | 227    | 未払事業税                                          | 360    |
| 投資有価証券評価減                                      | 11     | 投資有価証券評価減                                      | 11     |
| 減価償却超過額                                        | 331    | 減価償却超過額                                        | 323    |
| 時効後支払損引当金                                      | 184    | 時効後支払損引当金                                      | 186    |
| 関係会社株式売却損                                      | 505    | 関係会社株式売却損                                      | 505    |
| ゴルフ会員権評価減                                      | 78     | ゴルフ会員権評価減                                      | 79     |
| 資産除去債務                                         | 348    | 資産除去債務                                         | 348    |
| 未払社会保険料                                        | 85     | 未払社会保険料                                        | 116    |
| その他                                            | 44     | その他                                            | 50     |
| 繰延税金資産小計                                       | 4,878  | 繰延税金資産小計                                       | 5,422  |
| 評価性引当額                                         | △1,696 | 評価性引当額                                         | △1,848 |
| 繰延税金資産合計                                       | 3,181  | 繰延税金資産合計                                       | 3,573  |
| 繰延税金負債                                         |        | 繰延税金負債                                         |        |
| 資産除去債務に対応する除去費用                                | △171   | 資産除去債務に対応する除去費用                                | △109   |
| 関係会社株式評価益                                      | △84    | 関係会社株式評価益                                      | △85    |
| その他有価証券評価差額金                                   | △102   | その他有価証券評価差額金                                   | △146   |
| 前払年金費用                                         | △481   | 前払年金費用                                         | △581   |
| 繰延税金負債合計                                       | △840   | 繰延税金負債合計                                       | △922   |
| 繰延税金資産の純額                                      | 2,340  | 繰延税金資産の純額                                      | 2,651  |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |        | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |        |
| 法定実効税率                                         | 31.0%  | 法定実効税率                                         | 31.0%  |
| (調整)                                           |        | (調整)                                           |        |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目                             | 0.3%   | 交際費等永久に損金に算入されない項目                             | 0.2%   |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目                           | △6.4%  | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目                           | △5.4%  |
| タックスヘイブン税制                                     | 2.1%   | タックスヘイブン税制                                     | 1.2%   |
| 外国税額控除                                         | △0.6%  | 外国税額控除                                         | △0.3%  |
| 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税                           | 0.7%   | 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税                           | 0.5%   |
| その他                                            | △0.8%  | その他                                            | △0.2%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率                              | 26.3%  | 税効果会計適用後の法人税等の負担率                              | 27.0%  |

## 2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## ◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## 1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## 3. 当該資産除去債務の総額の増減

|                |       | (単位：百万円)                     |                              |
|----------------|-------|------------------------------|------------------------------|
|                |       | 前事業年度                        | 当事業年度                        |
|                |       | 自 2022年4月 1日<br>至 2023年3月31日 | 自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月31日 |
| 期首残高           | 1,123 | 1,123                        |                              |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | -     | -                            |                              |
| 資産除去債務の履行による減少 | -     | -                            |                              |
| 期末残高           | 1,123 | 1,123                        |                              |

## ◇ 収益認識に関する注記

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）

| 区分      | 前事業年度<br>(自 2022年4月 1日<br>至 2023年3月31日) |
|---------|-----------------------------------------|
| 委託者報酬   | 113,491百万円                              |
| 運用受託報酬  | 17,245百万円                               |
| 成功報酬（注） | 952百万円                                  |
| その他営業収益 | 331百万円                                  |
| 合計      | 132,021百万円                              |

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）

| 区分      | 当事業年度<br>(自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月31日) |
|---------|-----------------------------------------|
| 委託者報酬   | 124,707百万円                              |
| 運用受託報酬  | 19,131百万円                               |
| 成功報酬（注） | 2,071百万円                                |
| その他営業収益 | 291百万円                                  |
| 合計      | 146,202百万円                              |

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

## 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

## (イ) 子会社等

| 種類  | 会社等の名称                         | 所在地  | 資本金            | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|--------------------------------|------|----------------|-------|--------------------|-----------|-------|---------------|-------|---------------|
| 子会社 | ノムラ・エー<br>ム・ファイ<br>ナンス・イン<br>ク | ケイマン | 2,500<br>(米ドル) | 資金管理  | 直接100%             | 資産の賃貸借    | 資金の貸付 | 5,736         | 短期貸付金 | 1,001         |
|     |                                |      |                |       |                    |           | 資金の返済 | 6,489         |       |               |
|     |                                |      |                |       |                    |           | 貸付金利息 | 44            | 未収利息  | 11            |

## (ウ) 兄弟会社等

| 種類      | 会社等の名称   | 所在地    | 資本金             | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係                                       | 取引の内容                 | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|---------|----------|--------|-----------------|-------|--------------------|-------------------------------------------------|-----------------------|---------------|-------|---------------|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000<br>(百万円) | 証券業   | —                  | 当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1) | 27,180        | 未払手数料 | 5,773         |

## (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 (\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、  
 ニューヨーク証券取引所に上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 親会社及び法人主要株主等

| 種類  | 会社等の名称         | 所在地    | 資本金              | 事業の内容   | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|----------------|--------|------------------|---------|--------------------|-----------|-------|---------------|-------|---------------|
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 594,493<br>(百万円) | 証券持株会社業 | 被所有100%            | 経営管理      | 資金の借入 | 141,800       | 短期借入金 | 13,700        |
|     |                |        |                  |         |                    |           | 資金の返済 | 128,100       |       |               |
|     |                |        |                  |         |                    |           | 借入金利息 | 123           | 未払利息  | 19            |

## (イ) 子会社等

| 種類  | 会社等の名称              | 所在地  | 資本金            | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|---------------------|------|----------------|-------|--------------------|-----------|-------|---------------|-------|---------------|
| 子会社 | ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク | ケイマン | 2,500<br>(米ドル) | 資金管理  | 直接100%             | 資産の賃貸借    | 資金の貸付 | 2,856         | 短期貸付金 | 757           |
|     |                     |      |                |       |                    |           | 資金の返済 | 3,081         |       |               |
|     |                     |      |                |       |                    |           | 貸付金利息 | 48            | 未収利息  | 9             |

## (ウ) 兄弟会社等

| 種類      | 会社等の名称   | 所在地    | 資本金             | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係                                       | 取引の内容                 | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|---------|----------|--------|-----------------|-------|--------------------|-------------------------------------------------|-----------------------|---------------|-------|---------------|
| 親会社の子会社 | 野村証券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000<br>(百万円) | 証券業   | —                  | 当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1） | 30,272        | 未払手数料 | 7,148         |

## (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（\*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

## ◇ 1株当たり情報

| 前事業年度<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日)        |            | 当事業年度<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日)        |            |
|-----------------------------------------------|------------|-----------------------------------------------|------------|
| 1株当たり純資産額                                     | 17,016円74銭 | 1株当たり純資産額                                     | 11,677円62銭 |
| 1株当たり当期純利益                                    | 5,060円34銭  | 1株当たり当期純利益                                    | 5,471円85銭  |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |            | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |            |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎                             |            | 1株当たり当期純利益の算定上の基礎                             |            |
| 損益計算書上の当期純利益                                  | 26,064百万円  | 損益計算書上の当期純利益                                  | 28,183百万円  |
| 普通株式に係る当期純利益                                  | 26,064百万円  | 普通株式に係る当期純利益                                  | 28,183百万円  |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳                            |            | 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳                            |            |
| 該当事項はありません。                                   |            | 該当事項はありません。                                   |            |
| 普通株式の期中平均株式数                                  | 5,150,693株 | 普通株式の期中平均株式数                                  | 5,150,693株 |

## 中間財務諸表

## ◇ 中間貸借対照表

|          |          | 2024年9月30日現在 |
|----------|----------|--------------|
| 区分       | 注記<br>番号 | 金額(百万円)      |
| (資産の部)   |          |              |
| 流動資産     |          |              |
| 現金・預金    |          | 5,222        |
| 金銭の信託    |          | 47,595       |
| 未収委託者報酬  |          | 35,191       |
| 未収運用受託報酬 |          | 6,723        |
| 短期貸付金    |          | 1,427        |
| その他      |          | 1,233        |
| 貸倒引当金    |          | △21          |
| 流動資産計    |          | 97,372       |
| 固定資産     | ※ 1      |              |
| 有形固定資産   |          | 761          |
| 無形固定資産   |          | 6,247        |
| ソフトウェア   |          | 6,246        |
| その他      |          | 0            |
| 投資その他の資産 |          | 15,876       |
| 投資有価証券   |          | 1,503        |
| 関係会社株式   |          | 9,535        |
| 長期差入保証金  |          | 521          |
| 前払年金費用   |          | 2,189        |
| 繰延税金資産   |          | 2,020        |
| その他      |          | 105          |
| 固定資産計    |          | 22,884       |
| 資産合計     |          | 120,257      |

|         |          | 2024年9月30日現在 |
|---------|----------|--------------|
| 区分      | 注記<br>番号 | 金額(百万円)      |
| (負債の部)  |          |              |
| 流動負債    |          |              |
| 短期借入金   |          | 28,300       |
| 未払金     |          | 11,764       |
| 未払収益分配金 |          | 1            |
| 未払償還金   |          | 38           |
| 未払手数料   |          | 11,479       |
| 関係会社未払金 |          | 244          |
| 未払費用    |          | 11,699       |

|              |     |         |
|--------------|-----|---------|
| 未払法人税等       |     | 6,872   |
| 未払消費税等       | ※ 2 | 1,584   |
| 賞与引当金        |     | 2,843   |
| その他          |     | 130     |
| 流動負債計        |     | 63,195  |
| 固定負債         |     |         |
| 退職給付引当金      |     | 2,678   |
| 時効後支払損引当金    |     | 609     |
| 資産除去債務       |     | 1,123   |
| 固定負債計        |     | 4,410   |
| 負債合計         |     | 67,606  |
| (純資産の部)      |     |         |
| 株主資本         |     | 52,360  |
| 資本金          |     | 17,180  |
| 資本剰余金        |     | 13,729  |
| 資本準備金        |     | 11,729  |
| その他資本剰余金     |     | 2,000   |
| 利益剰余金        |     | 21,450  |
| 利益準備金        |     | 685     |
| その他利益剰余金     |     | 20,765  |
| 繰越利益剰余金      |     | 20,765  |
| 評価・換算差額等     |     | 290     |
| その他有価証券評価差額金 |     | 290     |
| 純資産合計        |     | 52,651  |
| 負債・純資産合計     |     | 120,257 |

## ◇ 中間損益計算書

|         |          | 自 2024年4月 1日<br>至 2024年9月30日 |
|---------|----------|------------------------------|
| 区分      | 注記<br>番号 | 金額(百万円)                      |
| 営業収益    |          |                              |
| 委託者報酬   |          | 75,441                       |
| 運用受託報酬  |          | 11,445                       |
| その他営業収益 |          | 153                          |
| 営業収益計   |          | 87,039                       |
| 営業費用    |          |                              |
| 支払手数料   |          | 27,091                       |
| 調査費     |          | 18,872                       |
| その他営業費用 |          | 3,159                        |
| 営業費用計   |          | 49,123                       |
| 一般管理費   | ※ 1      | 16,272                       |
| 営業利益    |          | 21,643                       |
| 営業外収益   | ※ 2      | 6,924                        |
| 営業外費用   | ※ 3      | 285                          |
| 経常利益    |          | 28,282                       |
| 特別利益    | ※ 4      | 23                           |

|              |     |        |
|--------------|-----|--------|
| 特別損失         | ※ 5 | 13     |
| 税引前中間純利益     |     | 28,292 |
| 法人税、住民税及び事業税 |     | 6,931  |
| 法人税等調整額      |     | 646    |
| 中間純利益        |     | 20,713 |

## ◇ 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

|                                   | 株主資本   |            |                   |                   |            |                   |                   |                   |
|-----------------------------------|--------|------------|-------------------|-------------------|------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                                   | 資本金    | 資本剰余金      |                   |                   | 利益剰余金      |                   |                   | 株 主<br>資 本<br>合 計 |
|                                   |        | 資 本<br>準備金 | その他<br>資 本<br>剰余金 | 資 本<br>剰余金<br>合 計 | 利 益<br>準備金 | その他<br>利益剰余金      | 利 益<br>剰余金<br>合 計 |                   |
|                                   |        |            |                   |                   |            | 繰 越<br>利 益<br>剰余金 |                   |                   |
| 当期首残高                             | 17,180 | 11,729     | 2,000             | 13,729            | 685        | 28,225            | 28,910            | 59,820            |
| 当中間期変動額                           |        |            |                   |                   |            |                   |                   |                   |
| 剰余金の配当                            |        |            |                   |                   |            | △28,174           | △28,174           | △28,174           |
| 中間純利益                             |        |            |                   |                   |            | 20,713            | 20,713            | 20,713            |
| 株主資本以外の項目<br>の<br>当中間期変動額（純<br>額） |        |            |                   |                   |            |                   |                   |                   |
| 当中間期変動額合計                         | －      | －          | －                 | －                 | －          | △7,460            | △7,460            | △7,460            |
| 当中間期末残高                           | 17,180 | 11,729     | 2,000             | 13,729            | 685        | 20,765            | 21,450            | 52,360            |

(単位：百万円)

|                               | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計   |
|-------------------------------|------------------|----------------|---------|
|                               | その他有価証<br>券評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |
| 当期首残高                         | 327              | 327            | 60,147  |
| 当中間期変動額                       |                  |                |         |
| 剰余金の配当                        |                  |                | △28,174 |
| 中間純利益                         |                  |                | 20,713  |
| 株主資本以外の項目の<br>当中間期変動額（純<br>額） | △36              | △36            | △36     |
| 当中間期変動額合計                     | △36              | △36            | △7,496  |
| 当中間期末残高                       | 290              | 290            | 52,651  |



## [重要な会計方針]

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |    |    |      |       |      |       |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|------|-------|------|-------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法       | (1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |    |    |      |       |      |       |
| 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法      | (2) その他有価証券<br>市場価格のない … 時価法<br>株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |    |    |      |       |      |       |
| 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法   | 市場価格のない … 移動平均法による原価法<br>株式等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |    |      |       |      |       |
| 4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | 時価法<br><br>時価法<br><br>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |    |      |       |      |       |
| 5. 固定資産の減価償却の方法          | (1) 有形固定資産<br>定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。<br>主な耐用年数は以下の通りであります。<br><table data-bbox="691 1025 1034 1126"> <tr> <td>建物</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産<br>定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。                                                                                                                                                                                                                                                          | 建物 | 6年 | 附属設備 | 6～15年 | 器具備品 | 4～15年 |
| 建物                       | 6年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |    |      |       |      |       |
| 附属設備                     | 6～15年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |    |      |       |      |       |
| 器具備品                     | 4～15年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |    |      |       |      |       |
| 6. 引当金の計上基準              | (1) 貸倒引当金<br>債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。<br>(2) 賞与引当金<br>賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。<br>(3) 退職給付引当金<br>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。<br>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br>確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。<br>退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 |    |    |      |       |      |       |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7. 収益及び費用の計上基準 | <p>(4) 時効後支払損引当金<br/>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>① 委託者報酬<br/>委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>② 運用受託報酬<br/>運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>③ 成功報酬<br/>成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p> |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## [注記事項]

## ◇ 中間貸借対照表関係

| 2024年9月30日現在      |                                           |
|-------------------|-------------------------------------------|
| ※1 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,133百万円                                  |
| ※2 消費税等の取扱い       | 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ「未払消費税等」として表示しております。 |

## ◇ 中間損益計算書関係

| 自 2024年4月 1日<br>至 2024年9月30日 |          |
|------------------------------|----------|
| ※1 減価償却実施額                   |          |
| 有形固定資産                       | 185百万円   |
| 無形固定資産                       | 949百万円   |
| ※2 営業外収益のうち主要なもの             |          |
| 受取配当金                        | 6,350百万円 |
| ※3 営業外費用のうち主要なもの             |          |
| 支払利息                         | 105百万円   |
| 雑損                           | 169百万円   |
| ※4 特別利益の内訳                   |          |
| 株式報酬受入益                      | 23百万円    |
| ※5 特別損失の内訳                   |          |
| 固定資産除却損                      | 13百万円    |

## ◇ 中間株主資本等変動計算書関係

| 自 2024年4月 1日<br>至 2024年9月30日         |            |    |    |            |
|--------------------------------------|------------|----|----|------------|
| 1 発行済株式に関する事項                        |            |    |    |            |
| 株式の種類                                | 当事業年度期首    | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末   |
| 普通株式                                 | 5,150,693株 | —  | —  | 5,150,693株 |
| 2 配当に関する事項                           |            |    |    |            |
| 配当金支払額                               |            |    |    |            |
| 2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。 |            |    |    |            |
| ・ 普通株式の配当に関する事項                      |            |    |    |            |
| (1) 配当金の総額                           | 28,174百万円  |    |    |            |
| (2) 1株当たり配当額                         | 5,470円     |    |    |            |
| (3) 基準日                              | 2024年3月31日 |    |    |            |
| (4) 効力発生日                            | 2024年6月28日 |    |    |            |

## ◇ 金融商品関係

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

|                   | 中間貸借対照表<br>計上額 | 時価     | 差額 |
|-------------------|----------------|--------|----|
| (1) 金銭の信託         | 47,595         | 47,595 | -  |
| (2) その他（デリバティブ取引） | 126            | 126    | -  |
| 資産計               | 47,722         | 47,722 | -  |

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

|               | 中間貸借対照表計上額<br>(百万円) |
|---------------|---------------------|
| 市場価格のない株式等（※） | 9,710               |
| 組合出資金等        | 1,328               |
| 合計            | 11,038              |

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

| 区分              | 中間貸借対照表計上額（単位：百万円） |        |      |        |
|-----------------|--------------------|--------|------|--------|
|                 | レベル1               | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 金銭の信託（運用目的・その他） | -                  | 47,595 | -    | 47,595 |
| デリバティブ取引（通貨関連）  | -                  | 126    | -    | 126    |
| 資産計             | -                  | 47,722 | -    | 47,722 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

## ◇ 有価証券関係

当中間会計期間末（2024年9月30日）

## 1. 売買目的有価証券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

## 2. 満期保有目的の債券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

## 3. 子会社株式及び関連会社株式(2024年9月30日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

| 区分     | 中間貸借対照表<br>計上額（百万円） |
|--------|---------------------|
| 子会社株式  | 9,428               |
| 関連会社株式 | 106                 |

## 4. その他有価証券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,328百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

## ◇ デリバティブ取引関係

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## (1) 通貨関連

当中間会計期間（2024年9月30日）

| 区分        | 取引の種類               | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等の<br>うち一年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|-----------|---------------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル | 1,550         | -                       | 126         | 126           |

## ◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位：百万円)

|                |                              |
|----------------|------------------------------|
|                | 自 2024年4月 1日<br>至 2024年9月30日 |
| 期首残高           | 1,123                        |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | -                            |
| 時の経過による調整額     | -                            |
| 中間期末残高         | 1,123                        |

## ◇ 収益認識に関する注記

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| 区分      | 当中間会計期間<br>(自2024年4月 1日<br>至2024年9月30日) |
|---------|-----------------------------------------|
| 委託者報酬   | 75,439百万円                               |
| 運用受託報酬  | 10,634百万円                               |
| 成功報酬（注） | 811百万円                                  |
| その他営業収益 | 153百万円                                  |
| 合計      | 87,039百万円                               |

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## ◇ セグメント情報等

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## ① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## ◇ 1株当たり情報

| 自 2024年4月 1日<br>至 2024年9月30日                         |            |
|------------------------------------------------------|------------|
| 1株当たり純資産額                                            | 10,222円13銭 |
| 1株当たり中間純利益                                           | 4,021円58銭  |
| (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。 |            |
| 2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。                   |            |
| 中間純利益                                                | 20,713百万円  |
| 普通株主に帰属しない金額                                         | —          |
| 普通株式に係る中間純利益                                         | 20,713百万円  |
| 期中平均株式数                                              | 5,150千株    |

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1 名称、資本金の額及び事業の内容

<更新後>

## (1) 受託者

| (a)名称                                        | (b)資本金の額*  | (c)事業の内容                                                   |
|----------------------------------------------|------------|------------------------------------------------------------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>(再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社) | 324,279百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

\* 2025年1月末現在

## (2) 販売会社

| (a)名称                   | (b)資本金の額*  | (c)事業の内容                        |
|-------------------------|------------|---------------------------------|
| 野村證券株式会社                | 10,000百万円  | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社 | 6,505百万円   |                                 |
| シティグループ証券株式会社           | 96,307百万円  |                                 |
| パークレイズ証券株式会社            | 38,945百万円  |                                 |
| BNPパリバ証券株式会社            | 102,025百万円 |                                 |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社   | 40,500百万円  |                                 |

＊ 2025年1月末現在

### 3 資本関係

#### <訂正前>

(2024年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

##### (1) 受託者

該当事項はありません。

##### (2) 販売会社

該当事項はありません。

#### <訂正後>

(2024年9月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

##### (1) 受託者

該当事項はありません。

##### (2) 販売会社

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2025年3月11日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

長谷川 敬

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNEXT FUNDS 金価格連動型上場投信の2024年7月9日から2025年1月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、NEXT FUNDS 金価格連動型上場投信の2025年1月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年7月9日から2025年1月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。



- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2024年11月27日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

長谷川 敬

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

水 永 真太郎

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を

開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。



## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。